総務部　処遇部　教育部 医務部　分類審議室 国際対策室	
総務部　処遇部 医務部　分類審議室	

に、

福島刑務所
網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所 岡崎医療刑務所　大阪医療刑務所　北九州医療刑務所

を

総務部　処遇部 育部　国際対策室　分類教	網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　福島刑務所
総務部　処遇部 育部　分類教	

に、

総務部　処遇部 育部　分類教	八王子医療刑務所　岡崎医療刑務所　大阪医療
総務部　処遇部　医療部	八王子医療刑務所 岡崎医療刑務所　大阪医療刑務所　北九州医療刑務所

を

総務部　処遇部 准看護師養成部　医療部	
総務部　処遇部　医療部	

に改める。

第九条第一項中「府中刑務所」の下に「、笠松刑務所」を、「大阪刑務所」の下に「、加古川刑務所」を、「島根あさひ社会復帰促進センター」の下に「、岩国刑務所」を加える。

第二十一条中「事務」の下に「（准看護師養成部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十二条の表刑務所等の名称の欄中「名古屋刑務所　京都刑務所　大阪刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所」を「京都刑務所　神戸刑務所」に、「府中刑務所」を「府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　高松刑務所」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（准看護師養成部の所掌事務）

第二十三条の二　准看護師養成部は、准看護師の養成並びにこれに係る保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務をつかさどる。

第二十九条の表支所の名称の欄中「岐阜拘置支所　岡崎拘置支所」を「岐阜拘置支所」に改める。

第三十条第一項中「横浜拘置支所」の下に「、豊橋刑務支所」を加える。

第三十一条第一項中「六百二十一人」を「六百二十三人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第二十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　法務大臣　岩城　光英

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第六条第二項中「多摩少年院」の下に「及び浪速少年院」を加える。

第七条第一項中「多摩少年院」の下に「及び関東医療少年院」を加え、「、関東医療少年院」を削り、「、浪速少年院及び和泉学園」を「及び浪速少年院」に改める。

第十一条第一項中「百四十二人」を「百四十四人」に改める。

別表第一貴船原少女苑の項を削る。

別表第二加古川学園の項の次に次のように加える。

広島少年院	貴船原少女苑	東広島市

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十七条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　法務大臣　岩城　光英

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（矯正就労支援情報センター室）

第一条の二　東京矯正管区及び大阪矯正管区に、それぞれ矯正就労支援情報センター室を置く。

2　矯正就労支援情報センター室は、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院に収容中の者の就業に係る情報の収集、整理及び提供に関する事務をつかさどる。

3　矯正就労支援情報センター室に、室長を置く。

第五条第一項中「職員課」を「職員課　矯正医事課」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（矯正医事課の所掌事務）

第七条の二　矯正医事課は、被収容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第二十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　法務大臣　岩城　光英

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、大阪保護観察所及び福岡保護観察所」を「及び大阪保護観察所」に改める。

第四条第一項第四号中「第二十五条の二第一項」の下に「若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項」を加える。

第八条第一項中「百二十三人」を「百二十七人」に改める。

第九条第一項中「横浜保護観察所」の下に「、新潟保護観察所」を加え、「及び福岡保護観察所」を「、松山保護観察所、福岡保護観察所及び那覇保護観察所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第四号の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

○法務省令第二十五号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　法務大臣　岩城　光英